

平成二十一年四月一日付

伊豆の国市役所人事異動

平成二十年度の伊豆の国市がスタートしました。 葦山大仁両支所の地域振興課を市民サービス課に統合。 課内室として企画課に企業誘致室、 税務課に徴収対策室を新設しました。 人事異動は次のとおり。()内は旧所属等。

企画部

企画課

主任主事 遠藤学(環境部ク
リーン課主任主事)
企画課主任主事

企画課企業誘致室

室長・主幹 相原裕幸(観光産
業部農業振興課主幹)
副主幹 土屋勝彦(企画部企
画課主査)

財政課

課長 青木一雅(総務部税務
課長)
主任主事 鈴木隆広(企画部
情報システム課主任主事)
情報システム課

総務部

課長 吉村正信(葦山支所地
域振興課長)
総務課

主幹 平井末男(葦山支所地
域振興課主幹)
主査 宮内由美子(総務部税
務課主査)
検査室

室長 相川健(健康福祉部高
齢者支援課長)
安全対策課

課長兼防災監 山田芳治(総
務部安全対策課長)
主査 木内雅彦(市民部市民
サービス課主査) 西島裕也
(県総務部災害対策室より帰任)
税務課

課長 齋藤昭三(企画部情報
システム課長)
主任主事 佐藤健太(総務部
総務課主任主事)
主事 土屋かさね(新規採用)

税務課徴収対策室

室長・主幹 萩原啓彰(企画部
企画課主幹)

主幹 森島浩(総務部税務課
主幹)
主査 小山恵美(総務部税務
課主査) 内田誠(総務部税務
課主任主事)

市民部

部長兼葦山支所長兼大仁支所長
大村悦夫(葦山支所長兼葦山
支所市民サービス課長)
市民サービス課

主幹 吉永朋子(葦山支所市
民サービス課主幹)
副主幹 後藤ひろみ(大仁支
所地域振興課主査)

主査 萩原鉄也(企画部情報
システム課主査)
主任主事 野田智代(総務部
総務課主任主事)
主事 佐藤友美(企画部財政
課主事) 酒井圭一(新規採用)
葦山支所葦山市民サービス課
課長兼防災監 吉村眞雄(企画
部財政課長)

環境部

課長 内田英夫(健康福祉部
健康づくり課長)
主幹 石井正寿(観光産業部
農業振興課主幹)

副主幹 大森英俊(葦山支所
地域振興課副主幹)
主査 水野すゑ子(教育部教
育総務課主査)
グリーン課

大仁清掃センター所長兼葦山リ
サイクルプラザ所長・主幹 小
川康雄(総務部税務課主幹)
主査 永沼雅裕(環境部環境
政策課主査)
主任主事 鈴木誠(総務部税
務課主事)

部長 濱口昭(健康福祉部福
祉課長)
福祉課

課長 萩原智至(健康福祉部
福祉課主幹)

副主幹 鈴木桂子(会計課主査)
主査 矢岸敏子(都市整備部
都市計画課主査)
都市計画課

高年齢者支援課
課長 水野清(教育部図書館長)
副主幹 杉山由美(健康福祉
部福祉課主査)
主任主事 古野真実子(健康
福祉部健康づくり課主事)
主事 水野由美子(教育部こ
ども育成課主事)

健康づくり課
課長 山本富美子(健康福祉
部健康づくり課主幹)
主幹 白井みち代(健康福祉
部高齢者支援課副主幹)
主査 田中秀次(総務部安全
対策課主査)
主任主事 植田理紗子(観光
産業部文化振興課主事)

観光産業部
課長 前田明秀(新規採用)
文化振興課
主査 鈴木伸哉(大仁支所地
域振興課主査)
主任主事 西島弘子(大仁支
所市民サービス課主任主事)
農業振興課
副主幹 萩原一英(環境部環
境政策課副主幹)
主査 山本浩之(環境部クリ
ーン課主査)
主任主事 野田文博(都市整
備部上下水道課主任主事)

都市整備部
都市計画課
主幹 西島功(都市整備部建
設課副主幹)
副主幹 野極恵利(観光産業
部観光商工課副主幹)
主査 百澤克哉(環境部クリ
ーン課主査) 田代順一(環境
部環境政策課主査) 井川甲子

堀越保育園支援センターすみれ
主任保育士 高橋徳子(堀越
保育園主任保育士)
ひまわり保育園
保育士 山田さやか(葦山西
幼稚園教諭)
長岡幼稚園
教諭 原智子(ひまわり保育
園保育士) 三原昂(新規採用)
葦山西幼稚園
教諭 杉山純子(富士美幼稚
園教諭)
富士美幼稚園
教諭 杉山憲子(長岡幼稚園
教諭) 佐藤紀子(田京幼稚園
教諭)
田京幼稚園
教諭 佐々木幹子(共和幼稚
園教諭) 土屋博子(のぞみ幼
稚園教諭)

伊豆の国市社会福祉協議会
事務局長 岩本和泰(教育部
社会教育課長)
静岡県後期高齢者医療広域連合
副主幹 久保田拓弥(葦山支
所市民サービス課副主幹)

伊豆の国市立葦山南小学校
校長 木内勲(教育部学校指
導課副主事から身分切替)
長岡保育園
保育士 藤田久美子(新規採用)
堀越保育園
主任保育士 古屋恵美子(支援
センターすみれ主任保育士)

募集施設 伊豆長岡地区(一
箇所)
事業の概要 在宅要介護者等に
「通いサービス」を中心に、
「訪問サービス」や「宿泊サー
ビス」を組み合わせて日常生活
上の世話等を行う事業
【登録定員】二十五人以下
【「通いサービス」の利用定員】
登録定員の二分の一以上十

五人以下
【「宿泊サービス」の利
用定員】
「通い」の利用定員の三
分の一以上九人以下
*人員基準や設備基準
等は国の基準と同じ

申込み資格 通所介護、認
知症対応型共同生活介護、
指定介護老人福祉施設、介
護老人保健施設等の介護保
険サービス事業所を県内に
有する法人
応募方法 募集要項(高齢
者支援課窓口またはメール
で請求)に沿った計画書を
市役所高齢者支援課に提出

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2